

幼保特例対象施設の追加について

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法の施行に伴い、告示の対象施設として以下の2つを加えることとする。

- ① 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業
(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第27条に規定する小規模保育事業A型及びB型に限る。)
- ② 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業(利用定員が6名以上であるもの)

【現行】

幼稚園	教育職員免許法 施行規則附則第八項 第一号
幼保連携型 認定こども園	教育職員免許法 施行規則附則第八項 第二号
認可保育所	教育職員免許法 施行規則附則第八項 第三号イ
認定こども園である 認可外保育施設	教育職員免許法 施行規則附則第八項 第三号ロ
公立の認可外保育施設 小規模保育施設 事業所内保育施設	教育職員免許法 施行規則附則第八項 第三号ハ 現告示第一号
幼稚園併設型 認可外保育施設	教育職員免許法 施行規則附則第八項 第三号ハ 現告示第二号
指導監督基準を満たす 認可外保育施設 小規模保育施設 事業所内保育施設	教育職員免許法 施行規則附則第八項 第三号ハ 現告示第三号

【改正】

幼稚園	
幼保連携型 認定こども園	
認可保育所	
認定こども園である 認可外保育施設	
地域型保育事業として認可された 小規模保育事業	新告示第一号
地域型保育事業として認可された 事業所内保育事業	新告示第二号
公立の認可外保育施設	新告示第三号
幼稚園併設型 認可外保育施設	新告示第四号
指導監督基準を満たす 認可外保育施設	新告示第五号

告示において規定

